中小企業等の活力向上に関する現状・課題と今後の取組について

資料1

● 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、中小企業が持続的な賃上げを実現するには、**価格転嫁・取引適正化**が極めて重要。このため、毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」の実施や、業界ごとの取引慣行の改善など、関係省庁が一丸となって取り組む。

現状・課題 今後の取組方針 ● 2023年9月の価格交渉月間を踏まえ、交渉・転嫁の状況の芳しくない約20社 ● 昨年11月:2023年9月の価格交渉促進月間フォローアップ調査結果を公表。 の経営トップに対し、事業所管大臣名で指導・助言する。 「価格交渉」は、「発注企業からの申し入れにより、交渉が行われ ● 2024年3月の月間に合わせ、労務費を含め価格転嫁が更に進むよう、以下を た割合が約2倍に。価格交渉しやすい雰囲気は、徐々に醸成。 実施。 ①昨年11月に内閣官房・公取委が公表した「労務費の適切な転嫁のための 1. 価格交渉 「価格転嫁」は、コスト全体の価格転嫁率が微減したものの、「全く 価格交渉に関する指針」が、交渉の現場で活用されるよう、経済団体・業界 転嫁策 転嫁できなかった |企業の割合は減少するなど、価格転嫁の裾野は 団体・中小企業等への説明会等を実施。 ②下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を改定し、発注者・下請事業者 広がりつつある。 が、「労務費指針」に沿った行動を適切に取る旨や、原材料費やエネルギーコ ● 1月12日、220社の「交渉・転嫁の状況」を示す企業リストを公表。 ストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す旨を 定める。 ● 自主行動は一ついては、 ① 全23業種57団体のうち、本年3月までに23業種54団体が、取引方針の改 (※3団体は、改 ● 全国で300名の下請Gメンによる年間約1万2千件のヒアリングを 善に向け、自主行動計画の改定や、徹底プランを作成。 诵じ、業種ごとの取引実態や課題を把握・分析。 善指摘ない)また、5業種10団体が新規策定。 2. 業界ご ② 2024年問題など厳しい状況に直面するトラック業界に関し、「荷主の立場で との自主行 ● 昨年4月開催の本WGにて、下請Gメンの情報・分析に基づき、業 適正な運賃水準に配慮することを各自主行動計画に追記。 ⇒ 上記を踏まえた自主行動計画が、現場で実行されるよう徹底。(実態調査等) 動計画の 種ごとに、取引慣行の課題や改善点について、 ● 「振興基準」の改定に伴い、各業界団体は、労務費の適切な転嫁に向けた交 ・取引適正化の「自主行動計画」に記載がない事項は明記し、 改定·徹底 ・記載のある事項を実行するための「徹底プラン」を作成するよう、 渉のあり方や、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を 事業所管省庁を通じ、各業界団体に要請。 目指す取組について、各業種の実情に即した形を検討し、「自主行動計画」に 反映。加えて、パートナーシップ構築宣言を行う旨を、自主行動計画に盛り込む。 ⇒ 次回の本WGCおいて、取組状況をフォローアップする。 ● 1月18日、公正取引委員会・中小企業庁が、法違反等が多く認め フォローアップ結果に基づき、取引環境の改善に向けて、取組を進める。 られる27業種に対して実施した「法遵守状況の自主点検フォローアッ 約束手形については、「現金化までの期間が60日を超える手形等を指導対象 プロ結果を公表。

3. その他 取引適正化 への取組

- 約束手形について、支払いサイト(=手形の手交日から、現金入金日までの期間)を、60日以内とするよう発注者へ要請。 2024年に、60日超を下請代金法に基づく指導対象とする旨を検討中。
- 「型」について、下請に保管させる際の保管料の支払い等を規定。 昨年、違反事例を、下請代金法に基づき、初めて勧告。
- 約束手形については、「現金化までの期間が60日を超える手形等を指導対象とする検討」について、2024年を目途として結論を得るよう取り組む。また、「2026年の約束手形の利用の廃止」を見据え、手形の廃止に向けて手形を用いていた取引慣行の見直しなど、働きかけの強化に取り組む。
- 「型」について、厳正な法執行を行うとともに、「型」取引の適正化について業界への徹底に取り組む。